

公益財団法人 日本化学繊維研究所
高分子化学研究振興基金規程

(通則)

第1条 この法人の事業を適性かつ厳正に運営するため、高分子化学研究振興基金(以下「基金」という。)を設ける。

(使途)

第2条 この基金は、勘定科目を特定資産とし、その使途は、定款第3条に定める目的に従い、同第4条第1号～第3号に記載された事業の実施に限定する。主に、繊維化学及びその学術的基盤をなす高分子科学に関する国内及び国際研究集会の開催のために使用する。

(構成)

第3条 この基金は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基金とすることを指定して寄附された財産
- (2) 理事会で基金に繰り入れることを決議した財産

(管理)

第4条 この基金は、元本が回収できる見込みが高く、かつ高い運用益が得られる方法により理事長が管理・保管する。なお、運用益は、前条の規定にかかわらずこの基金へ繰り入れるものとする。

(処分の制限)

第5条 この基金は、この法人の事業の遂行上、やむを得ない事由が生じたときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の決議を経て処分することができる。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附則

この規程は、公益財団法人日本化学繊維研究所の設立登記のあった日(平成25年4月1日)から施行する。